

町税の滞納処分を強化しています

町税は、私たちが安心して健康的に生活するために重要な役割を担っています。福祉や保険などの社会保障をはじめ、ごみ処理、教育、道路整備などのさまざまな分野に利用される大切な財源です。

町税を滞納することは、納期限までに納税している町民との公平性を欠くだけでなく、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたします。

このことから町では、納税相談もなく町税を滞納している方への「滞納処分(財産差押)」を強化しています。

■納税は国民の義務です

税の支払能力があるにも関わらず、ローンの返済などを優先し、納税しない方などが滞納処分の対象になります。

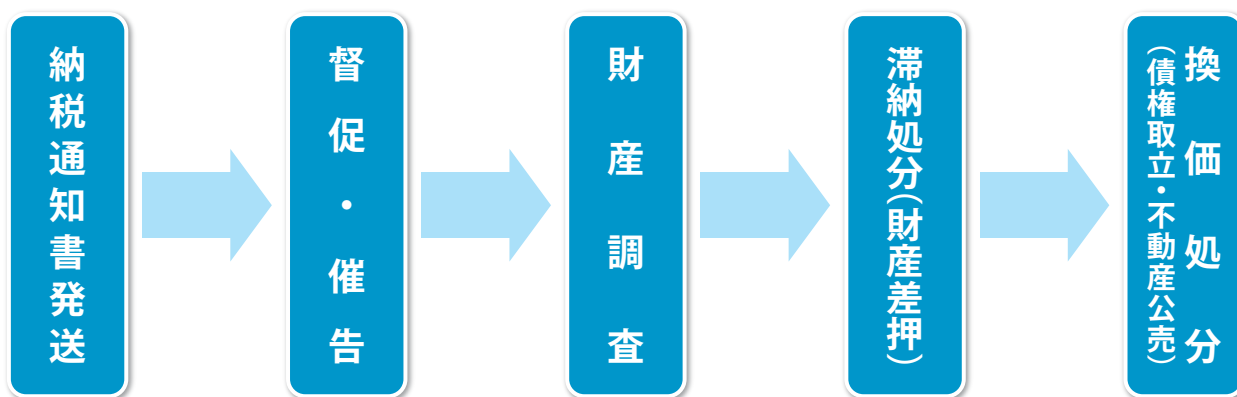
町税を滞納している場合、町は裁判所に訴えることなく、財産の差し押さえができます。

■町税は納期限までに納めてください

町税は、納期限までに自主的に納めていただくものです。納期限を過ぎた場合、督促状を発送します。

また、納期限までに納付されない場合は、納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

■滞納処分までの流れ



納期限を過ぎた方に督促状を発送します。また、納付の日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

それでも納付いただけない方には、文書などで納税の催告を行います。

督促状を発送した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納している町税等を完納していない場合、その納税者の財産を差し押さえます。

債権は原則として、即時に取り立てます。

不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。

■滞納処分の対象財産

- 債権：預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料
- 不動産：土地、建物
- 無体財産権：出資金(信用組合、農業協同組合など)
- 動産：絵画、自動車など

■滞納処分の実績(単位：件)

区分	平成21~29年度	平成30年度	合計
預貯金	498	78	576
給与等	23	4	27
生命保険	252	34	286
不動産	68	1	69
国税還付金	49	3	52
組合出資金	27	4	31
その他の債権	9	8	17
合計	926	132	1,058

■放置せず、早めに納税相談を！

やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、早めに税務課までご相談ください。事前に納税相談をしていただくことで、より柔軟に対応することができます。

また、納付書を紛失された方は税務課までご連絡ください。

問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線125、126)